

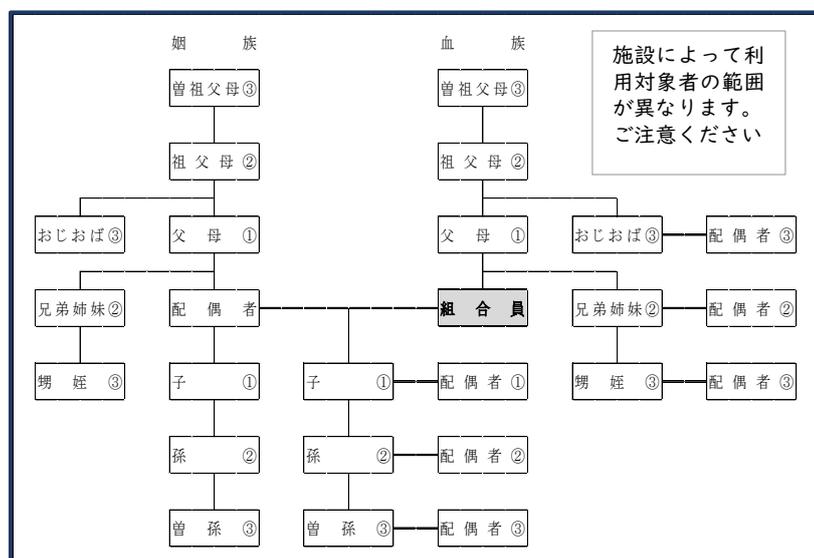
# ルブラ王山・蒲郡荘等利用補助

組合員と被扶養者の元気回復など福祉の増進を図るため、宿泊施設の飲食等の料金についてその一部を補助します。

対象施設	【 会 食 】 宴会・食事の場合		【 婚 礼 】 挙式・披露宴の場合	
	対象者	補助額	対象者	補助額
<b>公立学校共済組合</b> ・名古屋宿泊所 (ルブラ王山) ・蒲郡保養所 (蒲郡荘)	【組合員】 【被扶養者】 【3親等以内の家族※】 ※組合員 又は 被扶養者の 同伴が必要	2,500円以上の利用の場合 <b>1,200円</b>	【組合員】 【2親等以内の家族】	40万円以上60万円未満の利用の場合 10万円
		4,000円以上の利用の場合 ★(キャンペーン)2,000円 (通常)1,800円		60万円以上80万円未満の利用の場合 15万円
	利用方法	利用方法		
	宿泊施設〔会食〕利用補助申請書を対象施設に提出してください。(後日提出不可)		支部ホームページの「諸届用紙ダウンロード」にある「宿泊施設〔婚礼〕利用補助請書」に必要事項を記入し、対象施設に提出してください。(後日提出不可)	
<b>地方職員共済組合</b> ・アイリス愛知 ・サンヒルズ三河湾	対象者 【組合員】 【被扶養者】	補助額 3,000円以上の利用の場合 <b>1,000円</b>	<手続き等> ・「宿泊施設〔会食〕利用補助申請書」及び「宿泊施設〔婚礼〕利用補助請書」は愛知支部ホームページ「諸届紙ダウンロード」厚生関係からダウンロードしてください。 ・利用時には利用補助対象者であることの証明(組合員証の提示等)が必要です。 ・利用補助対象者以外の利用補助等の不正利用が確認された場合は返還を求めます。	
	利用方法	利用方法		
	宿泊施設〔会食〕利用補助申請書を対象施設に提出してください。(後日提出不可)			

★組合員応援キャンペーン第2弾：令和4年4月1日から令和4年9月30日まで(キャンペーン期間は変更される場合があります)

## ※ 三親等内の家族



## 注意

- 利用日以降の「利用申請書」の受け付けはしません。利用日までに手続きを終えてください。
- ルブラ王山及び蒲郡荘の補助適用は、組合員又は被扶養者の同伴を条件として三親等内の家族まで認められています。被扶養者でない家族のみの利用や組合員の家族でない方の利用は補助の対象外です。
- アイリス愛知・サンヒルズ三河湾・県外公立共済施設での補助対象は、組合員とその被扶養者のみです。
- 利用補助は産前産後休暇、育児休業等、休業・休職中の方も利用できます。